

加茂市内の事業主の皆様へ 加茂市雇用調整助成金活用促進補助金

国の雇用調整助成金制度を利用した事業者に対し、雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料を補助します。

【対象者】

- * 加茂市内に住所又は事業所があること。
- * 当該事業所の事業主が雇用保険法の適用を受けるものであること。
- * 納付期限の到来した市税等を完納していること。

【補助対象費用及び補助額】

令和3年2月から同年4月までに支払いを完了した雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料。

(計画届に要する費用を含む。ただし、消費税は含まない。)

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置を受ける場合のみ対象となります。

※1事業所あたり上限10万円。

(前回申請し上限金額を受給した事業者は対象外となります。)

【補助金申請方法】

ハローワークへの雇用調整助成金の申請後に、次のものを添付した『加茂市雇用調整助成金活用促進補助金交付申請書兼実績報告書』を加茂市商工観光課に提出してください。

- ① 国の雇用調整助成金の申請書及びその添付資料の写し。
- ② 社会保険労務士の申請事務の委託に係る領収書の写し。
- ③ 振込先口座が確認できる通帳などの写し。

【補助金申請期間】 令和3年4月1日(木)から令和3年5月28日(金)まで

＝お問い合わせ先＝

●補助金に関すること

加茂市商工観光課 商工振興係 TEL: 0256-52-0080 (内線 132)

●雇用調整助成金に関すること

ハローワーク三条 助成金窓口 TEL: 0256-38-5431